

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 J R R - 3 原子炉  
施設に係る行政相談

2. 日時：令和3年6月4日（金）15時30分～15時55分

3. 場所：（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※：本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

（1）原子力規制庁

原子力規制部

研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、加藤管理官補佐、荒川安全審査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

研究炉加速器技術部 担当者 他1名

安全・核セキュリティ推進室 マネージャー 他1名

5. 議事要旨

（1） 原子力規制庁から、5月31日の行政相談の回答について、以下の事由から設工認の申請が必要である旨を説明した。

① 試験炉規則第2条の2第1項に規定する第3条第1項第3号のイ（原子炉本体）及びニ（計測制御系等施設）に該当する工事であること。

② また、従前より本件設備については設工認の申請の対象として申請され使用前検査の対象として認可を受けてきたものであること。

③ 加えて、本件設備については、3条改正前に認可を受けたものであり、新たな品質マネジメントシステムのもとの使用前事業者検査の体制や検査項目について、整理して申請することが必要と考えること。

（2） 原子力機構から、承知した旨の回答があった。

6. 配付資料

なし